

独立行政法人自動車事故対策機構に係る年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、機構に係る平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定めます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

（1）組織運営の効率化

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理体制のスリム化及び支所業務の合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。

また、管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職（194人中19人）を削減します。

（2）人材の活用

- ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

（3）業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

ア 効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システムを既存機器の更新となる支所等（19支所）から順次導入を図ります。

また、運行管理者等指導講習業務においては、受講者管理業務の効率化のために講習受講総合システムの改善を検討します。

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPR

を促進するとともに、運輸局等と連携し、受講者、受診者の拡大を図ります。また、インターネットを活用した新適性診断システムの利用を促進し、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講じることにより、自己収入比率^(注1)（平成20年度）について、45%以上に引き上げます。

（注1）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）／総収入（＝総経費）

② 療護施設の設置・運営

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース^(注2)により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

ア 債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施とともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

④ 業務全般

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の2%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成19年度予算の1%程度に相当する額を削減します。

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

また、療護センターの警備・清掃等の施設の管理業務について、一般競争入札を導入します。

エ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。（再掲）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）指導講習業務・適性診断業務

① 講習内容及び診断内容の充実・改善

ア 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に講習用テキストの改訂を行います。

イ 受講需要に適切に対応した受診機会を提供するため、インターネットを活用した新適性診断システム及び貸出機器の利用促進を行います。

ウ 受講需要に適切に対応した適性診断活用講座を開催するとともに、新たに同講座をステップアップ化した講座を主管支所で試行します。

エ 管理者が事故防止に効果的な乗務員指導をできるように管理者用のコメントを作成し、提供します。

② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行

います。

また、自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築を図るため、事故防止に関するコンサルティング等を実施するとともに、受講者のニーズに対応した安全マネジメントに関する講習及びドライブレコーダー、デジタル式タコグラフに関する講習を開催します。

- ③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度(平成20年度)について、4.0以上とします。

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関するノウハウの提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。

(3) 療護施設の設置・運営

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成20年度中の脱却^(注5)者の総数を15人以上とするとともに、患者の治療改善度の検証の成果を踏まえ改善指標を設定します。また、メディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化します。

(注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式

(注4) 継続した受持看護方式

(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善

(注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

- ② 設備の更新計画に基づき、千葉療護センターのコンピュータ断層撮影装置(CT)、岡山療護センターの核医学画像診断装置(RI)及び医療パネル等を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

- ③ 引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ④ 委託先病院の委託病床数を倍増し、引き続き、委託先病院への遷延性意識障害者の受け入れを推進し、適切な治療・看護を行います。
また、委託先病院の適切な治療・看護の確保のため、療護施設を通じ委託先病院の医師・看護師等に対し助言等を行います。

(4) 介護料支給等支援業務

- ① 引き続き、被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給制度の見直しを行い、被害者の利便性の向上及び手続きの簡素化を図ります。
また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者(在宅介護に限る。)に対する在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。
さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。
- ② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度(平成20年度)について4.0を目指します。

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 一部立替貸付等の見直しについては、引き続き被害者のニーズに応じた検討を行います。
また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。
さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成20年度）について、4.0以上とします。

（6）自動車事故による被害者への情報提供の充実

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。

さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。

（7）自動車アセスメント情報提供業務

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数

(注7) 及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

（注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

② わかりやすい情報の提供

ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。

イ よりわかりやすくホームページを改善します。

ウ 自動車アセスメント試験結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリの発表をします。

エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等ユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（20年度）について、4.0以上とします。

④ 乗員の側面衝突時の頭部傷害による死亡重傷率を低減させるため、カーテンエアバッグの装備を評価・公表し、普及を図ります。

⑤ 調査研究の実施

ア 頸部傷害保護性能試験の試験方法について調査研究を行います。

イ 歩行者脚部保護性能試験導入のための基礎調査を実施します。

ウ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。

エ 後席乗員保護性能評価試験導入のための評価法の調査研究を行います。

オ 総合評価以降に実施した試験対象車種及び総合評価以前を含めた対象外車種の事故データを調査・収集するとともに、当該車種の側面衝突試験結果との相関関係を解析します。

⑥ 海外の関係機関との情報交換等

ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。

イ 世界N C A P会議の結果を踏まえ、アジア諸外国との連携を図ります。

⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(8) 自動車事故対策に関する広報活動

後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、交通安全フェア等各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙1のとおり

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額 1, 400 百万円とします。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

6. 剰余金の使途

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙2のとおり

(2) 人事に関する計画

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成19年度予算比で1%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第

15条第1項に規定する積立金の使途